

計議第302号議案

土地区画整理事業の事業計画の変更に
対する意見書について

令和元年11月
京都市

土地区画整理事業の事業計画の決定(変更)に対する意見書の取扱い

土地区画整理法第55条には

市施行の土地区画整理事業の事業計画の決定(変更)について、事業計画案の縦覧、意見書の提出、意見書の処理等の手続が定められている。

【都市計画審議会の役割】

- ・ 市長は、意見書の提出があった場合には、都市計画審議会に付議しなければならない。(第3項)
- ・ 都市計画審議会が意見書の内容を審査する。(第4項, 第5項)



【都市計画審議会の議決】

意見書を

- ・ 採択すべきである → 市長は事業計画に必要な修正を加える。(第4項)
- ・ 採択すべきでない → 意見書提出者に不採択の通知をする。(第4項)
市長は事業計画の決定(変更)の手続を進める。

意見書の内容の審査（事前検討）について

意見書の内容の審査（事前検討）

- ・ 都市計画審議会での審議に先立ち実施。
- ・ 段階的に進めていく手続であり、「簡易，迅速かつ公正」の視点から，**会長の専決**としている。

（京都市都市計画審議会運営要綱第8条）

審査事項

- 1 意見書の内容整理
- 2 口頭意見陳述の実施（聴取者：板谷委員，都市計画審議会事務局）
- 3 意見書に対する事業者の見解の整理



資料5-2 報告書としてとりまとめ



意見書の内容の審査（事前検討）を踏まえて

本日の都市計画審議会で意見書の採否を審議

伏見西部第三地区土地区画整理事業の概要

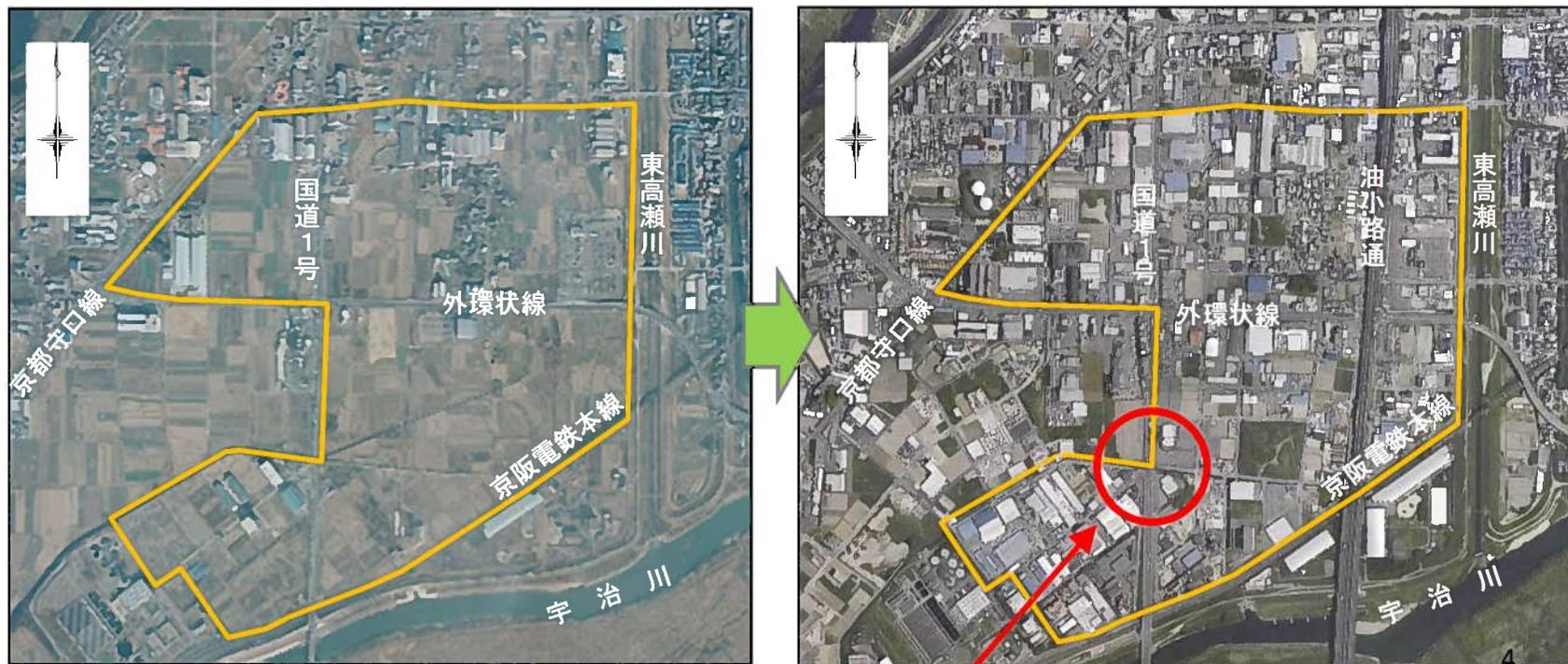
京都駅から南へ約7 km, 京都南ICから南へ約3 kmの市街地南部に位置し, 地区の中央を国道1号, 外環状線が貫通している。

地域の骨格となる油小路通をはじめとする道路, 公園, 水路等の公共施設の整備改善を行い, 健全な市街地の形成を図ることを目的としている。

【事業のあらまし】

- 施行者 : 京都市
- 施行面積 : 104.5 ha
- 施行期間 : 昭和60年度～令和5年度
- 総事業費 : 約182億円
- 進捗状況 : 87.1% (総事業費ベース)

伏見西部第三地区航空写真



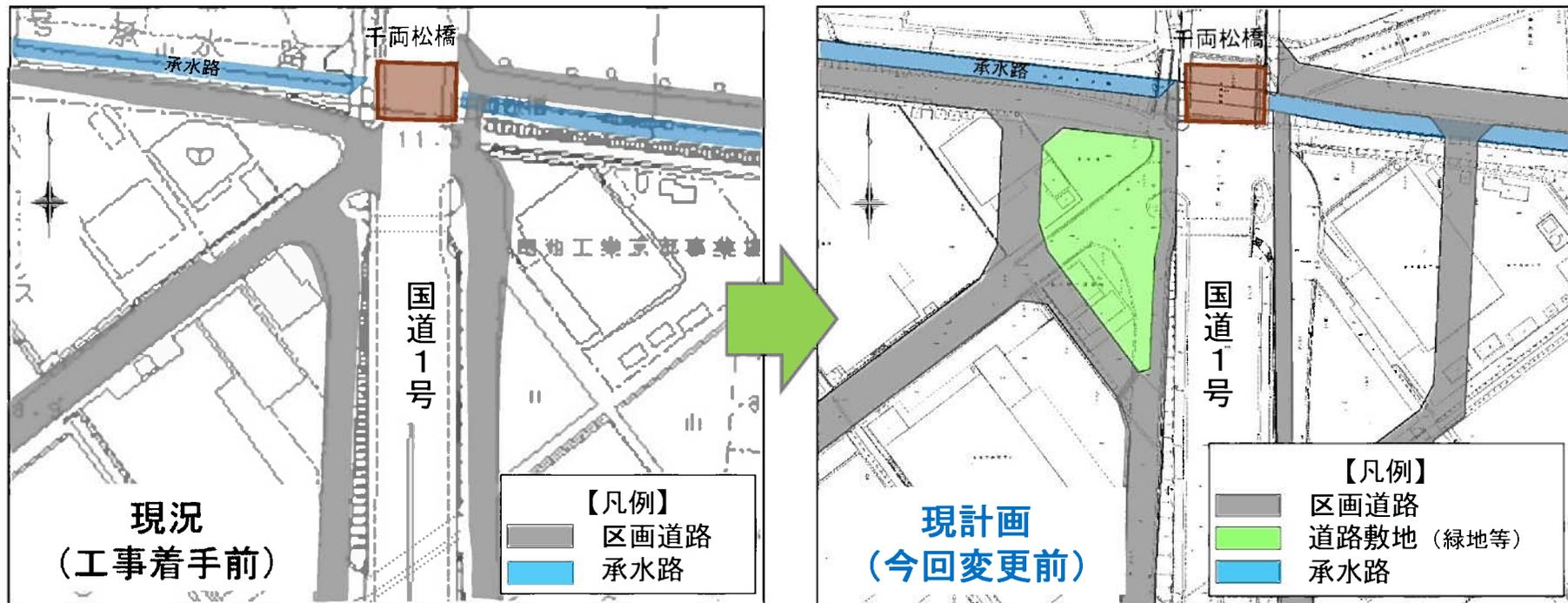
昭和50年頃 (事業計画決定前)

現在

今回事業計画変更箇所

国道1号千両松橋付近（現況及び現計画）

国道1号 千両松橋付近

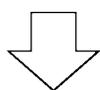


- 千両松橋の側面に区画道路を取り付ける計画であり、千両松橋の架け替えが必要となる。

今回の事業計画変更の概要（1）

○千両松橋の架け替え工事

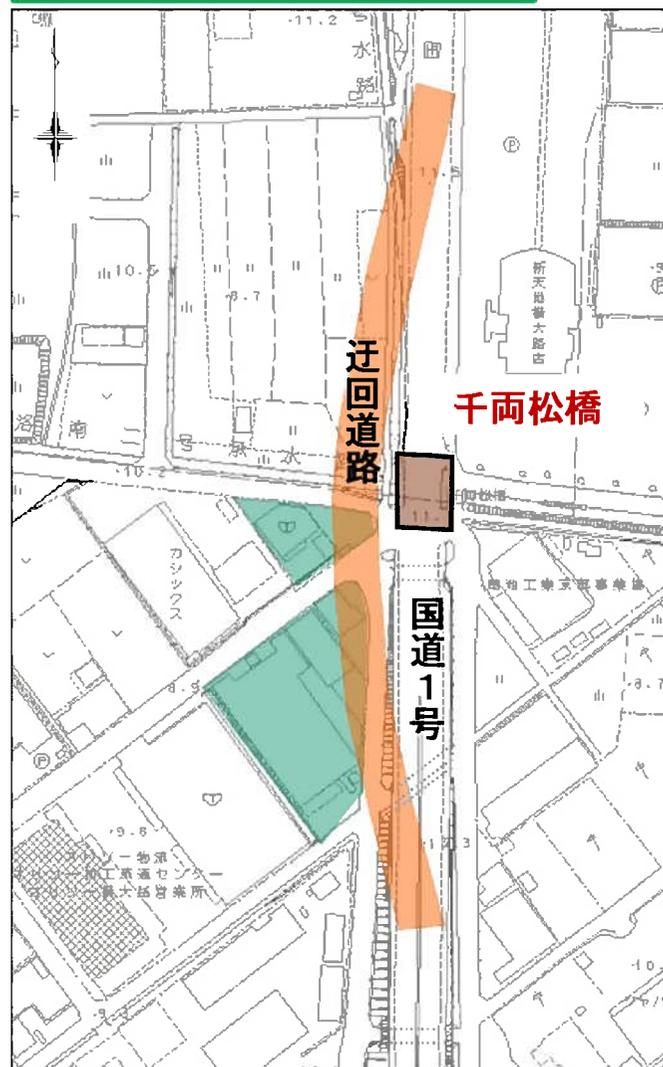
- 千両松橋の架け替え工事に当り、詳細設計や関係機関協議を進めた。
- しかし、工事に伴う長期間の車線減少等は理解を得られるものではなく、交通に多大な影響を与えないよう、**迂回道路の設置が必須**との判断に至った。
- この迂回道路の設置は、借地や移転を伴い、**膨大な事業費と長期の工事期間が必要**となる。



○事業計画の変更による課題解決

- **千両松橋の架け替えを不要とし、かつ、現計画と同等の機能を有する交差点とする。**

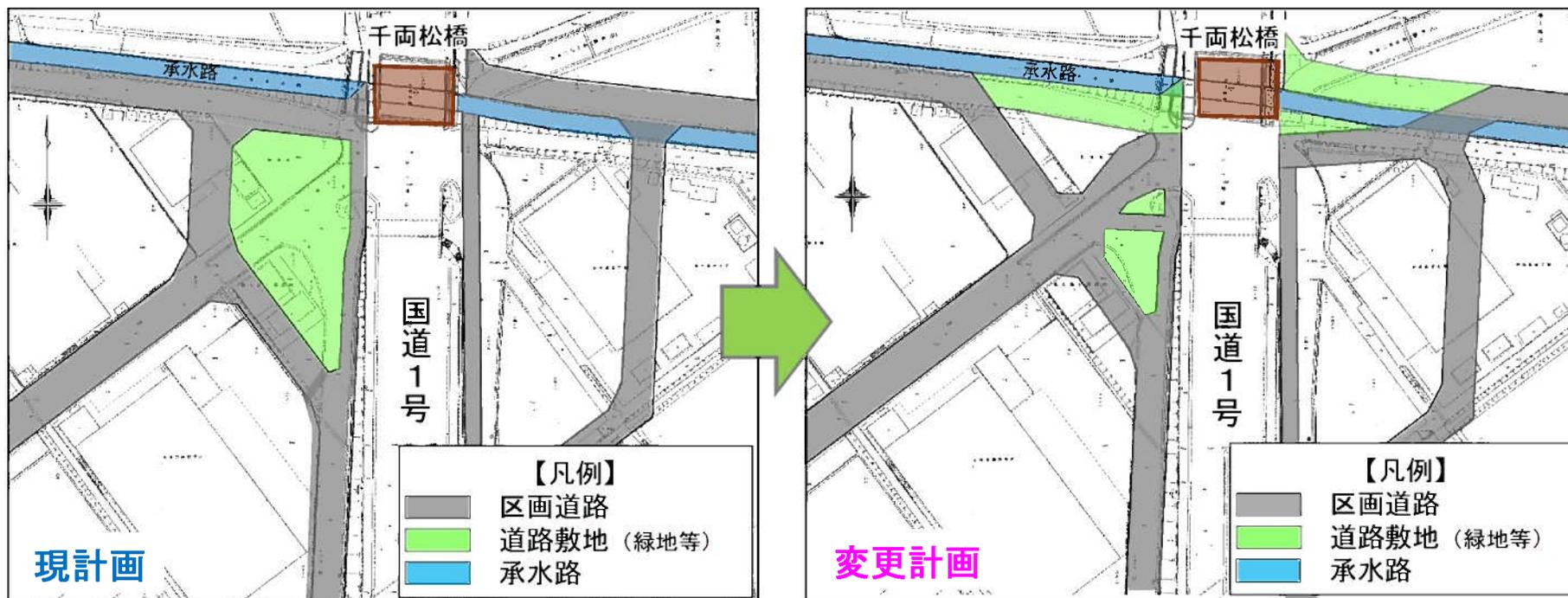
国道1号 千両松橋付近



工事計画図
(現計画)

今回の事業計画変更の概要（2）

国道1号 千両松橋付近



<変更の内容>

- ・ 国道1号への接続位置を南方に移動

<変更の効果>

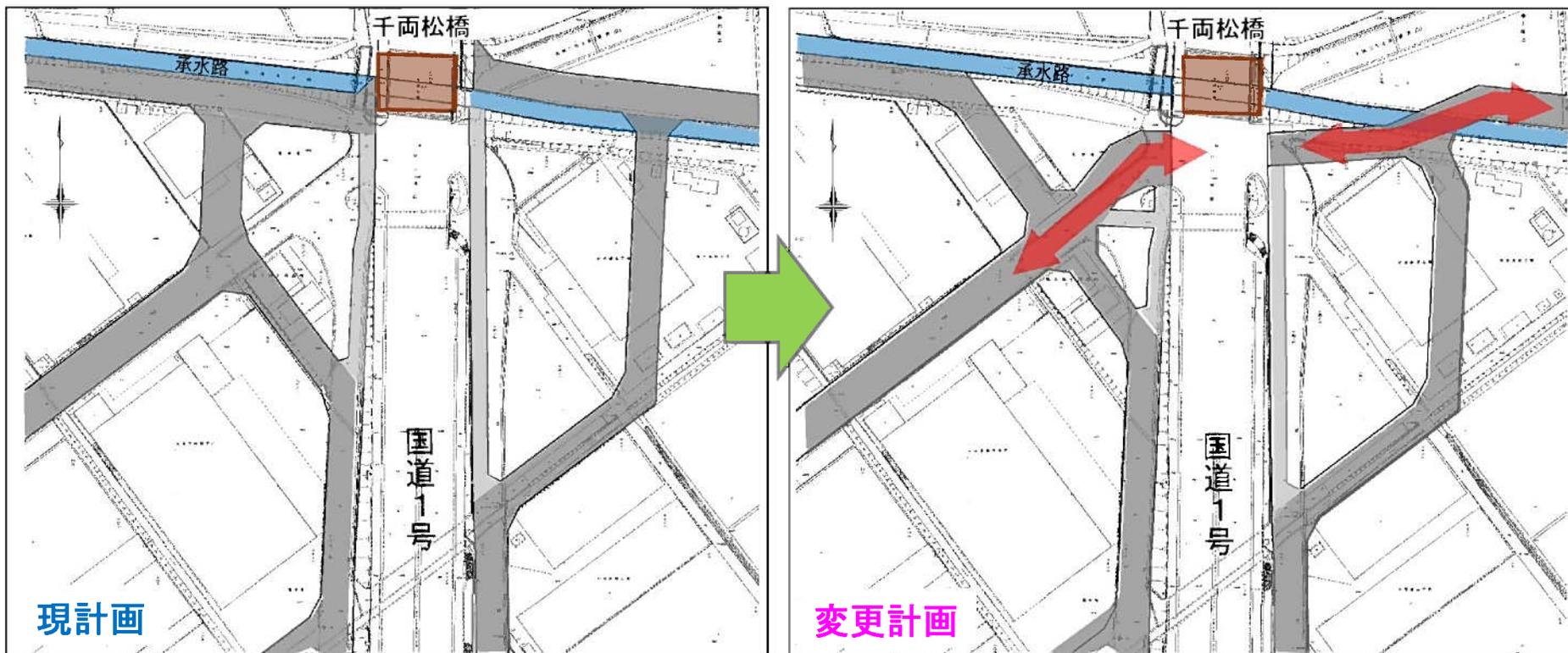
- ・ 事業費の削減（約5億円の縮減）
- ・ 事業期間の短縮（約6年間の短縮）
- ・ 周辺地権者や道路利用者への影響の軽減

この道路計画の変更について、意見書が提出されたもの

意見書の内容と事業者の見解（１）

意見①（要旨）

曲がりくねった取り付け道路にすることが、千年の都である京都の道路設計なのか。100年先を考えた場合、どちらがふさわしいか。



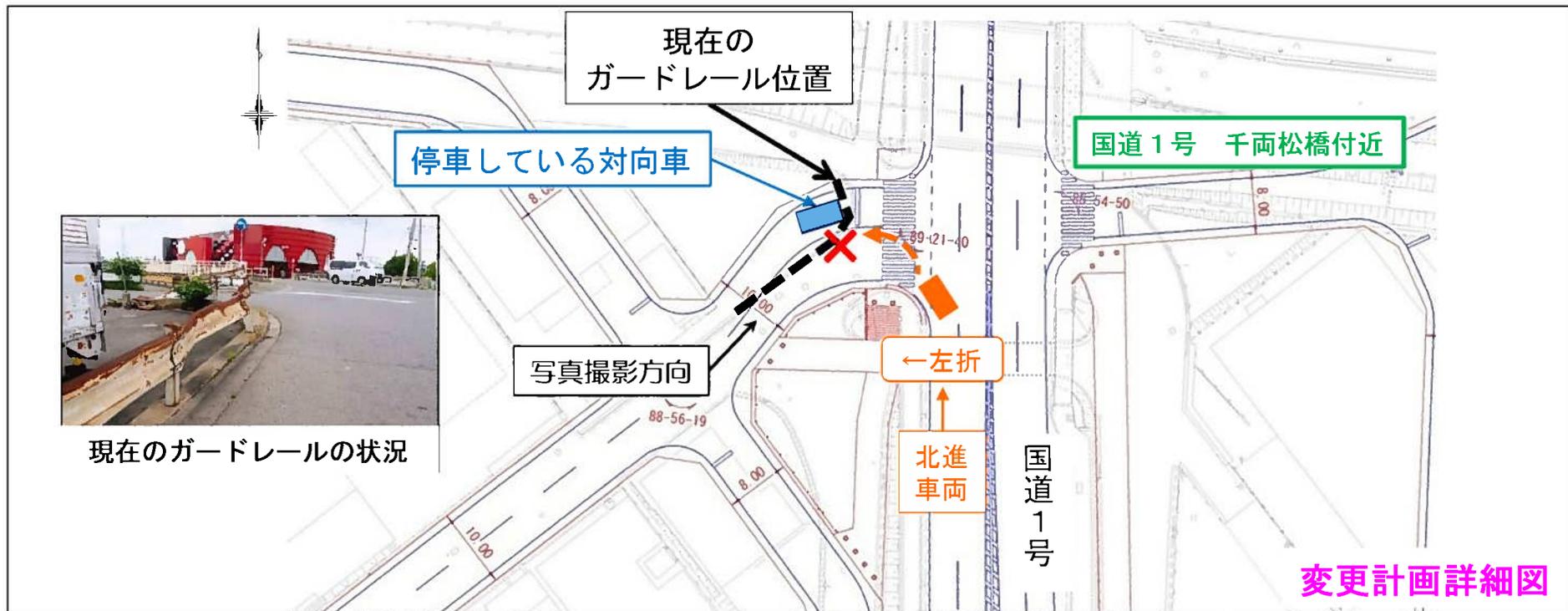
事業者の見解①

- ・ 交通の安全に配慮したうえで、現計画と同等の機能を有する交差点である。
- ・ 事業費の削減、事業期間の短縮が可能によりよい計画と考えている。

意見書の内容と事業者の見解（2）

意見②（要旨）

国道1号を北進する車両が左折する際に、現在のガードレールに車が衝突するよう
に、停車している対向車と衝突するのではないか。



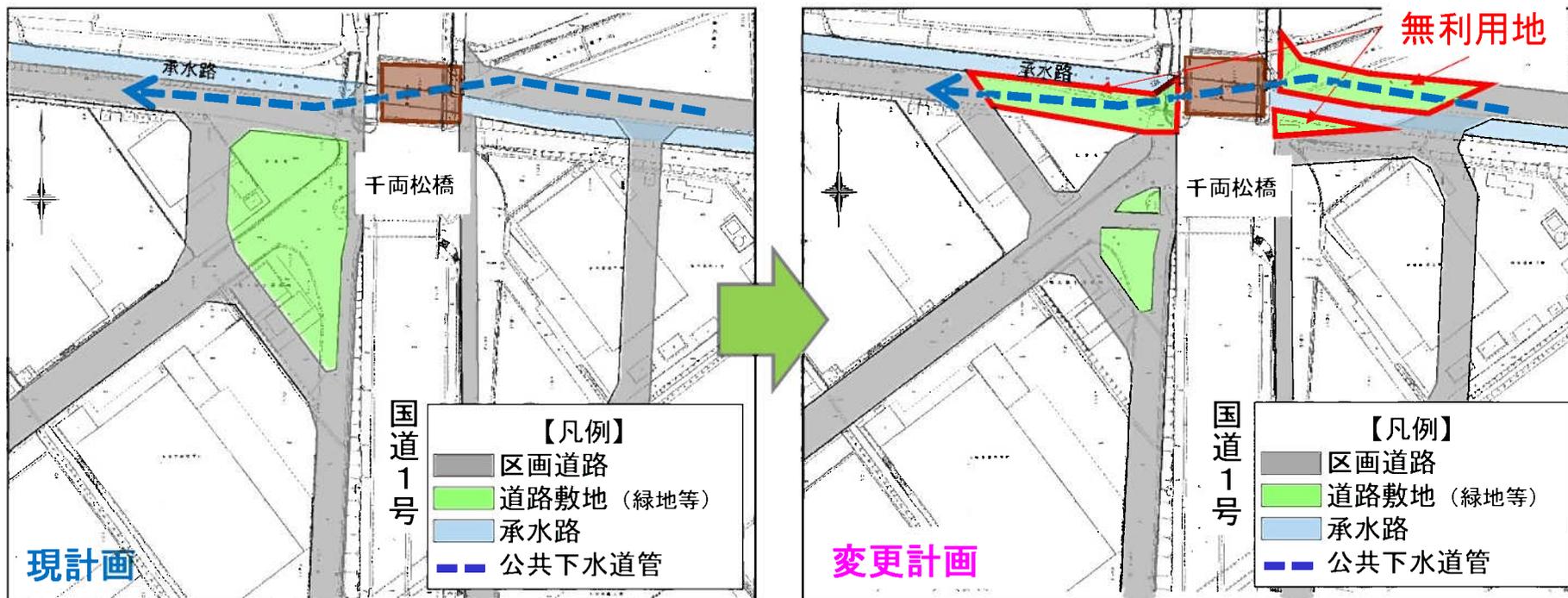
事業者の見解②

詳細な設計に基づき、幅員の確保、中央線の設置を行った計画であり、車両が円滑かつ安全に通行できるものと考えている。

意見書の内容と事業者の見解（3）

意見③（要旨）

変更部分が，地下に下水道管が通っているだけで無利用地となり，維持管理費も無駄になる。



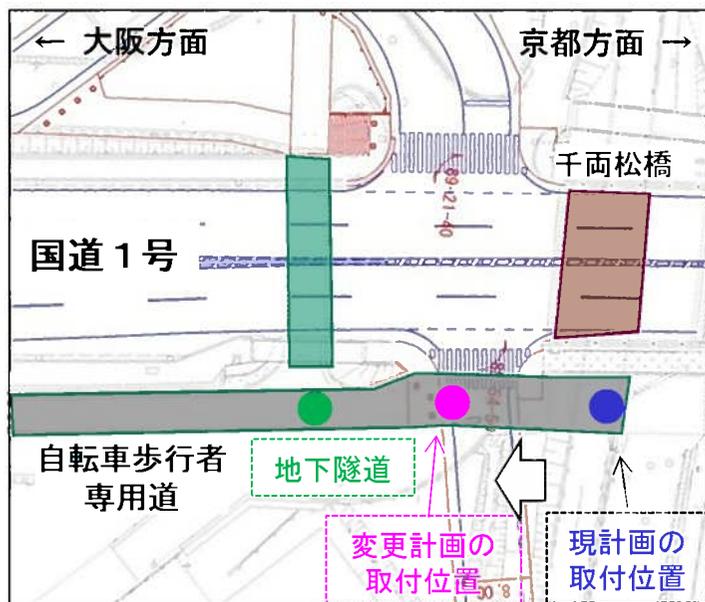
事業者の見解③

- ・ 下水道管が埋設されていることや農道への通行確保が必要であるため，緑地や自転車歩行者専用道として管理し，無利用地にはならない。
- ・ 今回の変更で，道路面積は縮小しており，維持管理費が増大するものではない。

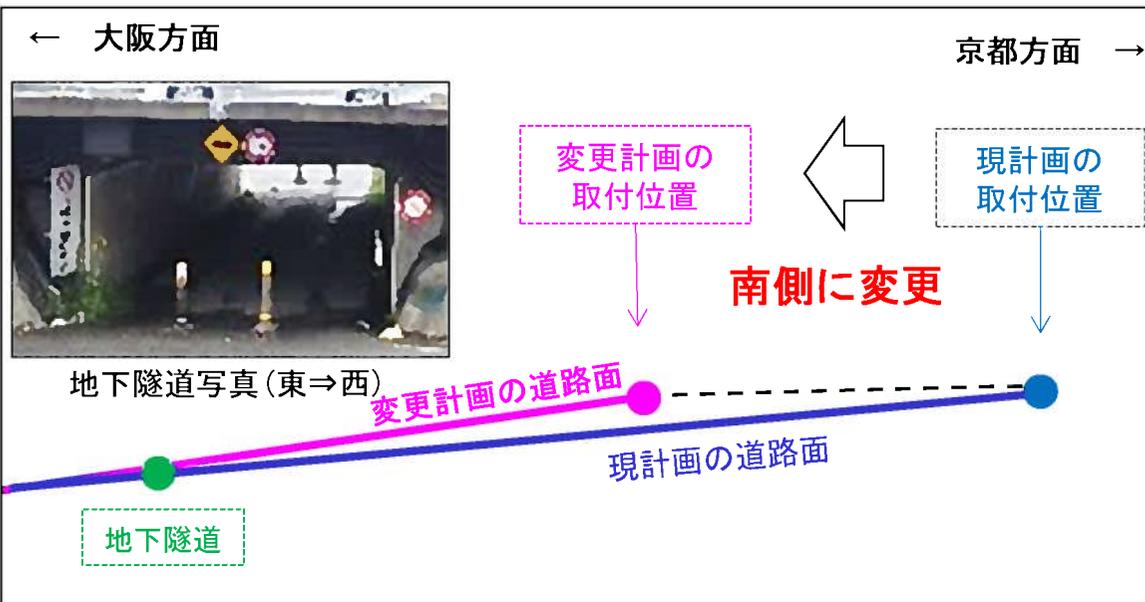
意見書の内容と事業者の見解（4）

意見④（要旨）

区画道路の取付位置が南側に変更したため、勾配が大きくなることで歩行者や自転車の通行に支障をきたす。



《拡大平面図》



《断面のイメージ図》

事業者の見解④

地下隧道への接続を確保するため、道路勾配は若干大きくなるものの、道路構造令等の基準内の計画である。

意見書の内容と事業者の見解（5）

意見⑤（要旨）

千両松橋南側の隧道を，スムーズにすれ違いができるよう改善が必要である。



千両松橋南側隧道写真(西→東)



変更計画の区画道路

事業者の見解⑤

事業計画変更に係る意見ではないため，意見書の審査対象外と考える。